

年企発0606第2号
平成28年6月6日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長
（公 印 省 略）

「平成二十八年熊本地震災害関連支援金に係る差押禁止等に関する法律」
の施行について

厚生年金基金における差押禁止財産に係る取扱いについては、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第141条第1項において準用する第89条に基づき国税徴収の例により行ってきたところですが、「平成二十八年熊本地震関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（平成28年6月3日法律第67号）」（別添参照）が本年6月3日公布され、同日付けで施行されたので、適切な運用が図られるよう、遺漏なきを期されたい。

(確定給付企業年金法の一部改正に伴う経過措置)
 第六条 第四条の規定による改正後の確定給付企業年金法第八十二条の四の規定は、第四号施行日以後に行われる同条第一項に規定する合併等について適用する。
 (中小企業退職金共済法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第五条の規定による改正後の中小企業退職金共済法第三十一条の四の規定は、第四号施行日以後に行われる同条第一項に規定する合併等について適用する。
 (国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に第七条の規定による改正前の国民年金法(以下この条において「改正前国民年金法」という。)第二百四十二条第二項ただし書の規定により選挙された国民年金基金の理事である者は、施行日に、第七条の規定による改正後の国民年金法(次項において「改正後国民年金法」という。)第二百四十二条第二項ただし書の規定により国民年金基金の理事として選挙されたものにかかわらず、施行日における改正前国民年金法第二百四十二条第二項ただし書の規定により選挙された国民年金基金の理事としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に改正前国民年金法第三十七条の十二第二項ただし書の規定により選任された国民年金基金連合会の理事である者は、施行日に、改正後国民年金法第三十七条の十二第二項ただし書の規定により国民年金基金連合会の理事として選任されたものにかかわらず、施行日における改正前国民年金法第三十七条の十二第二項ただし書の規定により選任された国民年金基金連合会の理事としての任期の残任期間と同一の期間とする。
 (罰則に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

御名 御璽

平成二十八年六月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十七号

平成二十八年熊本地震災害関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律

- 1 平成二十八年熊本地震災害関連連義援金の交付を受けることとなつた者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 2 平成二十八年熊本地震災害関連連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。
- 3 この法律において「平成二十八年熊本地震災害関連連義援金」とは、平成二十八年熊本地震による災害の被災者又はその遺族(以下この項において「被災者等」という。)の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなつた平成二十八年熊本地震災害関連連義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

法務大臣 岩城 光英
 厚生労働大臣 塩崎 恭久
 内閣総理大臣 安倍 晋三

御名 御璽

平成二十八年六月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十八号

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 基本的施策(第五条―第七条)

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあつてはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されなことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。